

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊予市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 伊予地域

(1) 現況

本地域は、山裾の丘陵地域で、稲作及び果樹経営が行われている。年間降雨量は少なく、地区内に大きな河川も無いことから、ため池が多く、これに付随した水路及び農道等の施設老朽化、更に維持管理者の高齢化等により、農業用施設の維持管理が困難になりつつある。これらの労務を軽減する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山地域

(1) 現況

本地域は、山間部の急傾斜地域で、棚田等において畑作及び稲作経営が行われている。過疎地域に指定される等、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 双海地域

(1) 現況

本地域は、海に面した急傾斜地域で、棚田等において畑作及び稲作経営が行われている。過疎地域に指定される等、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに

に、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	伊予区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	中山区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
③	双海区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧中山町・旧双海町・旧佐礼谷村（旧中山町）
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧佐礼谷村
- (ウ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第41条第1項又は第2項並びに第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）：全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満であって、次のいずれかに該当する農用地
 - a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまり形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - b 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑10%以上）

- c 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在する場合
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合
- d 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合
1 ha以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、伊予市の農業基本構想に定められた者など市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

協定農用地において地目変更が必要と認められる場合は、地目変更を行うことができるものとする。

